

会議日（1月6日）

場 所 ふじみ野市議会第1委員会室

事 件 参考人等招致の経過について
参考人への事情聴取について
対象となる議員への事情聴取について
顧問弁護士への質問について

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

△欠席委員 なし

△調査対象議員

坪 田 敏 孝 議 員

△参考人

宮 崎 光 隆 都 市 政 策 部 参 事

△開会及び開議の宣告（午後1時15分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第6回ふじみ野市議会政治倫理審査会を開催させていただきます。

出席委員数が定足数に足りていますので、会議は成立します。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により会議は公開とします。なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、傍聴の方に申し上げます。

傍聴席においては発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。

タブレット、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いを申し上げます。

◎参考人等招致の経過について

○川畑京子会長 初めに、参考人等招致の経過について報告させていただきます。

前回の会議で決定しました事情聴取の対象者に、12月24日付文書で本審査会への出席を依頼したところ、宮崎都市政策部参事から出席するとの返事をいただきました。

よって、本日の会議では宮崎都市政策部参事に対する事情聴取を実施し、次に調査対象議員である坪田議員に聴取を実施し、最後に弁護士への依頼内容について確認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議がありませんので、そのようにいたします。

◎参考人への事情聴取について

○川畑京子会長 これより参考人に対する事情聴取を行います。

審査に入る前に、審査会を代表して会長の私から、本日参考人としてご出席いただきました宮崎都市政策部参事に一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、参考人に対して質疑を受けます。

原田委員。

○原田雄一委員 それでは、よろしく願います。まず、今回の政治倫理審査会の案件については、何点かあるのですけれども、その中でも用語ですか、具体的に申し上げますと宅地見込み地とい

う文言が問題というか、事例に挙がっております。そこで、この宅地見込み地というのは、なかなか聞きなれない言葉であるので、まずこの言葉というのがどういう用語なのか、それについてまず説明をお願いいたします。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 都市政策部の宮崎です。よろしく申し上げます。今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

6月議会の一般質問において再質問いただいた際にお答えさせていただいたとおり、宅地並みで買っているということはありませんということをもっと申し上げさせていただきたいと思えます。

今ご質問の中に宅地見込み地というのはどういうものかというご質問でございましたので、宅地見込み地についてご説明させていただきたいと思えます。宅地見込み地とは、不動産鑑定の中で使われる用語でございます。農地と農家住宅、営業所、駐車場等が介在し、宅地地域へ転換しつつある地域に存する土地を指すものでございます。城山公園の不動産鑑定については、このような土地に対し、農地として不動産鑑定評価を行ったものでございます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 ありがとうございます。なかなか宅地見込み地というのは、今言ったご説明のようですけれども、我々、そして一般市民は聞きなれない、恐らく私も今回初めて聞いた、一般市民の方に尋ねても恐らく初めて聞くような言葉ではないかと思えますが、我々議会だより、議会広報を作成するに当たりまして、まずそういう専門用語、業界用語というのでしょうか、そういう用語が出てきた場合については、中学生が読んでも聞いても分かるような用語に置き換えると、そして一般質問等々、その要旨を作成しているのが現状です。そうしますと、宅地見込み地という文言を一般の市民が普通に分かるような用語に置き換えるとどのような言葉になるのでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時21分

再 開 午後1時21分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 置き換えるというお話でございますけれども、農地と農家住宅が介在した地域にある土地ということが宅地見込み地という言葉になるかと思えます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 それでは答えになっていないのです。我々は、さっき言ったとおり、議会だより等々、議会広報等々で、そういう専門用語が出てきた場合については平易な、要するに一般市民の方が分かる文言に置き換えて表現をすることを心がけている、だから置き換えるとするかどうかという言葉になるのですかというふうに聞いているのです。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 1 時 2 2 分

再 開 午後 1 時 2 3 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 私どもの行政としますと、宅地見込み地とはというふうな形では、正確に宅地と農家住宅、営業所、駐車場が介在し、宅地地域へ転換しつつある地域に存する土地を指すということが正確なお答えになります。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 ちょっと休憩してください。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 1 時 2 4 分

再 開 午後 1 時 2 6 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 不動産鑑定評価基準の中で定められている宅地見込み地、こちらにつきましては置き換える言葉が見つからないかなというふうに思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今置き換える言葉が見つからないということでしたけれども、それでは宅地見込み地というのを我々が平易な言葉として宅地並みというふうな表現を用いると、そこにはどういう差異が出てくるのでしょうか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 宅地並みというお言葉を使わせていただきますと、宅地並みというと一般的には宅地でない土地を宅地と同等や同水準といったときに宅地並みという表現をされるかと思いません。今回宅地見込み地は見込みの地でございますので、宅地という評価は行っておりませんので、

宅地並みと宅地見込み地、全然違うものだというふうに認識しております。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今お答えがありましたけれども、一般市民の方は宅地見込み地と宅地並みといっても、大方同意語というふうにするかというふうには思います。

以上です。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 今回の議会の広報6月号に私がそのときの議論の中身を書きました。そのときに宅地並みの値段で田んぼを買うという見出しを見つけました。これに対して、これは間違いであるというふうに訂正を試みたことはありますか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 私個人としまして、違っているなという感想は持っていますけれども、何かアクションを起こしたということはありません。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ほかに人たちも宅地並みというような言葉を当然この段階では使うことが多かったと思うのですが、それに対して何か訂正を求めたり、抗議を行ったりしたことはありますか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 私どもの中では、違っているなという、認識が違うなというところはございますけれども、何かそれに対して私どもで行動を起こしたことはありません。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 先ほどの話だと全然違うものだというご答弁でしたけれども、なぜこれに訂正を求めたり、抗議をしたりしなかったのですか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 正確な情報をつかまさせていただくのに議事録の公開というものがあるかと思うのですが、議事録の公開につきましては、9月議会あたりに掲載されたものですから、私どもとしましてはきちんとした議事録を基にお答えさせていただこうというふうに考えております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それで十分であると考えたということによろしいですか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時30分

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 質問を変えます。結局城山公園の土地の鑑定はどのようになったのですか、鑑定価格。

〔「算出根拠」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 はい、そうです。

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時35分

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 今回の城山公園の用地取得に当たりましては、先ほど来繰り返させていただいているように、不動産鑑定という評価の手法を使いまして金額を算出しております。先ほど来宅地見込み地という言葉も使わせていただいておりますけれども、あくまでも田んぼであったものを最有効利用の公園という形の中で評価をさせていただいておりますので、宅地並みとおっしゃられているものとの比較というのは我々としてはしておりません。できないものと認識しています。

○鈴木啓太郎委員 答えになっていないです。僕は幾らだと聞いている。鑑定額は幾らだったのかを教えてくださいと言っているのだから。

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後1時36分

再 開 午後1時37分

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 12月の不動産鑑定につきましては、既に我々のほうに不動産鑑定士から提出されております。ただ、今6月議会のことについてのご質問という形で私出席させていただいておりますので、今12月の不動産鑑定書は持ち合わせていないということです。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

原田委員。

○原田雄一委員 今、宅地の見込み地と宅地並みについては、明らかに違うのだという答弁をされましたけれども、鈴木啓太郎委員の質問を聞いていまして、1つ疑念が湧いたというのが、明らかに違うのに我々議員等が宅地並みという言葉を使っていることに対して訂正をしないというのは、明らかに違うのに訂正をしないというのは、それは先ほどは9月議会で正確性どうのと言っていましたけれども、明らかに違うという言葉があるのにどうしてそれをその場で訂正を求めない、または意見を言わないのでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時38分

再 開 午後1時39分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 再質問の中で鈴木啓太郎議員の宅地並み評価されているというお言葉に対しまして、私どもの答弁のほうでは宅地見込み地で行っていますということをお伝えさせていただいて、宅地並みで買っているということはございませんという形でご回答申し上げます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 そうしますと、鈴木議員に対する先ほどの答弁とちょっと差異があるように思うのですが、それはどうしてですか。

○小林憲人委員 ないです。差異を教えてください。

○原田雄一委員 9月の、休憩。

○川畑京子会長 続いています。

○原田雄一委員 だって、俺が聞いているだもの、答え。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時40分

再 開 午後1時41分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 お答えさせていただきます。

6月時点での私の議会での再質問に対する鈴木啓太郎議員へのご答弁に対して、私は宅地並み

で買っていないということをお伝えしたつもりでございましたけれども、きちんとした議事録として出てきた段階において、私もきちんと宅地並みではないということをお答えしたというのを確信したという状況でございます。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

小林委員。

○小林憲人委員 話がちょっとややこしくなったような印象があったので、再度ちょっと確認してきますけれども、要は宅地並みで計算という回答を鈴木啓太郎議員や坪田敏孝議員にしたことがありますかというところなのですけれども、ありますか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 ございません。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今先ほど来議論になっていきますけれども、結局宅地並みと宅地見込み地は同じではないということですね。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 はい、おっしゃるとおりです。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 そうすると、宅地見込み地を分かりやすくしても、宅地並みにならないということよろしいですか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 はい、おっしゃるとおりです。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 まだ宅地になっていない、宅地が建てられる土地は、宅地が建設可能な土地は、宅地見込み地になりますか、含まれますか。

〔「もう一度お願いしてもいいですか」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 現状は田んぼです。しかし、そこは様々な法的な手続の中で宅地にすることが可能な土地があったとします。そのことを鑑定する場合は、宅地見込み地に含まれますか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 宅地見込み地というのは、先ほど来地域柄と申しますか、宅地地域に転換しつつある地域のことを指しますので、先ほどの田んぼを宅地にした場合というお話でございますけれども、その場合不動産鑑定の中では最有効利用が何であるかというのを確認しつつ、不動産鑑定士の先生が鑑定しているものというふうに認識しています。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 宅地見込み地というふうになるわけですね。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 宅地見込み地になりますかというご質問でございますけれども、転換しつつある宅地、農地とかいろんな介在している土地が宅地地域へ転換しつつある地域がある場合については、宅地見込み地の手法を用いて不動産鑑定士の先生が判断してするものだというふうに認識しております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 不動産の広告をたくさん見ますと、ここは宅地が不可である、ここは宅地が可であるというような不動産の広告を見ることがあります。そこで宅地が可であると書いてあるところは宅地見込み地になりますか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時45分

再 開 午後1時47分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 今休憩中に宮崎さんのほうが回答がなかったという話ですけれども、都市政策部の中でそうした回答をされた方、あるいはそうした考えをお持ちの方っていらっしゃるのかどうか、そこだけお願いします。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 議会答弁の中で宅地並みという答弁を都市政策部、執行部側としてはさせていただいておりません。

○川畑京子会長 他に質疑ありますか。

塚越委員。

○塚越洋一委員 宅地並みというのは、よく宅地並み課税ということが問題になった、何十年も前に宅地並みという言葉がよく使われるようになったと私は記憶しているのです。それまでは宅地並みという言い方はあまり行政も一般の市民も使うことがなかったように記憶しています。確かに農地の宅地並み課税ということが言われ始めてから、そういう言葉が世間一般的に使われるようになったのではないかなと思うのです。だから、宅地並みという言葉は非常に曖昧で、広義に世間一般では使われているというふうに私は認識しています。一方、宅地見込み地という言い方は、よほどそういう方面に詳しい専門家でないとなまず使わない用語だというふうに私は認識していません。恐らく市の職員でも宅地見込み地についてきちんとした定義で答えられる職員そんなにな

いのではないかと思うのです、その仕事をしていない限り。要するに専門用語なのです。そういうときに今不動産広告の話が出ましたけれども、ふじみ野市の市街化調整区域にはいわゆる既存集落地域で道路や下水も入っているというところがある開発可能地という扱いで、業者なんかからはいわゆる宅地並みにして…

○川畑京子会長 塚越委員、質問を簡潔にお願いできますか。説明は大丈夫ですので、質問を簡潔にお願いいたします。

○塚越洋一委員 一応説明しないと分からないことなので。

○川畑京子会長 あちらに質問をお願いします。こちらではないので。

○塚越洋一委員 ちょっと分かりにくい話なので、丁寧にお話ししているのです。それで、ふじみ野市内にはさっきの城山公園周辺もいわゆる既存集落地域で介在しているところに含まれているから見込み地という鑑定上が来るのだと、そういうことが市内では関越の西のほうにも大分あって、農家集落に介在するところに新しい住宅が建ったりしているのが大分見受けられるのです。そういうものを含めて、行政側では市民に説明するときにはどんなふうにそのところは説明しているのでしょうか。つまり広義のいわゆる宅地並みに考えていい土地かということとか、それとも詳しい説明をしないとなかなか分からないと思うのですけれども、どんな感じですか。包括的にどういう表現をするのか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 開発許可のことに対するご質問だと思っておりますので、お答えさせていただきます。

確かに市街化調整区域の中の立地というのは非常にケース・バイ・ケースというか、立地場所によって特性が変わってきているのは事実でございます。ですので、一概に一律にご案内するというのは非常に難しいというふうに思っております。市の対応としましては、一件一件この場所でこういうものを建てたいのですけれどもというご相談票を頂戴して、それをきちんと法に照らし合わせてご回答させていただいているというのが実態でございますので、一件一件建てたいもの、建てたい地域、それによって変わってくるかと。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 そのとおりだと思うのです。非常に難しいのですよ、ケース・バイ・ケースで。農家集落に介在しているところでもあり、駐車場があったり、農家があったり、いろいろなっているところで、いわゆる鑑定上の宅地見込み地になるところでも、宅地になる見込みがないところは見込み地にならないわけなのですよね。なるかならないかの解釈というのは、今答弁があったようにケース・バイ・ケース、そこで市街化調整区域については時々いろんな詐欺的商法に引っかけられる方もいらっしゃるのですけれども、そういうところを含めた形で…

○川畑京子会長 塚越委員、事情聴取ですので、参考人の方に質問をお願いいたします。今事情聴取

の時間ですので、質問をお願いします。

○塚越洋一委員　そういうところをひっくるめた形という用語はないので、ケース・バイ・ケースで行政側は説明しているということの確認ですけれども、そういうことでよろしいですね、用語はないということで。

○川畑京子会長　休憩いたします。

.....
休　憩　午後１時５２分

再　開　午後１時５２分
.....

○川畑京子会長　再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人　今、開発基準のお答えというふうな形で認識しておりますけれども、開発許可を行う基準の中にも宅地並みという用語はございません。

○川畑京子会長　他に質疑はありませんか。

小林委員。

○小林憲人委員　解釈の話だったら、そうした塚越委員とか鈴木啓太郎委員の話は私よく分かるのです、おっしゃりたい意味が。ただ、今回参考人として呼び出したのは、要は坪田敏孝議員のチラシについて宅地並みで計算というふうに市の回答を要旨として載っているというところなのです。解釈の話ではないのです。そこは、まず誤解がなきようにしていただきたいのです。

再度確認なのですけれども、要は回答したのかしていないのかって、ただそこだけなのです。

要は宅地並みで計算って回答したのですか、していないのですか。結局そこだけなのです。

○川畑京子会長　宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人　宅地並みで計算という答えはさせていただいておりません。

○川畑京子会長　他に質疑はありませんか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員　様々な公共事業、都市開発の際のことなのですけれども、地目は農地です。ただ、宅地利用が確実に近い場合、宅地並みの価格で保障しますと言いませんか。

○川畑京子会長　休憩いたします。

.....
休　憩　午後１時５４分

再　開　午後１時５６分
.....

○川畑京子会長　再開いたします。

宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 今用地を取得する際のお話の、我々が地権者のほうにご説明させていただくというところでございますけれども、今鈴木委員のおっしゃっている宅地並みで買いますよという言葉は、我々用地を担当する者としてもさせてはいただいております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 宅地相当分の保障額で算定しますという言葉は使いませんか。

○川畑京子会長 宮崎参考人。

○宮崎光隆参考人 私どもがご説明させていただく際には、不動産鑑定または土地評価という手法もございまして、そちらのほうの評価を基に算出させていただいておりますというご説明で地権者様のほうにはご説明させていただいております。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 以上をもちまして、参考人に対する事情聴取を終了します。ありがとうございました。

休憩いたします。再開は2時10分をお願いいたします。

.....

休 憩 午後1時57分

再 開 午後2時10分

.....

◎対象となる議員への事情聴取について

○川畑京子会長 再開いたします。

次に、調査対象議員である坪田議員に対する事情聴取を行います。

審査に入る前に、審査会を代表して会長の私から、本日までご出席いただきました坪田議員に一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、対象議員に対して質疑を受けます。

鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 よろしくお願いたします。何点か確認させていただきたいと思っております。

昨年の10月に坪田議員に送付した質問状、会派を超えた13名から成る質問状あったと思うのですが、それを送付していると思うのです。そして、青藍会の山田代表に連絡するようにと記してあったと思いますが、それに返信しなかった理由というのを伺えますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 今日のこの審査会ですけれども、調査請求書の2ページ、調査請求の内容というの

が書かれています。①から⑤番について、これについてご回答しようと思っております。それ以外の内容については、必ずしも今回の議題範囲とはならないと思いますので、私が何か述べることについては、これを控えさせていただきたいと思います。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 今回のこの政倫審につながっていく話かとも思うのですが、それについてどうですか。それにかなり関連するような物事が書かれてある質問状だったと思うのですが、中身は確認されましたか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 繰り返しになりますが、調査請求書の2ページに付されています、調査請求の内容(1,000字以内)、その後1番から5番まであるのですが、その内容に答えるのが本日の私の役割だと思っています。それ以外のものというのは森羅万象ありますけれども、ここでは控えさせていただきたいと思います。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

小林委員。

○小林憲人委員 一応質問状出た後に1から5を訂正されているのですが、今回出されている調査請求の内容、宅地見込み地の関係、議会基本条例の関係、あともう一点も議会基本条例の関係と前田議員の関係と民部議員の関係、それぞれ訂正されているのですが、その訂正した理由をお知らせいただいていいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 繰り返しになりますが、調査請求書の付されている2ページ目、2番、調査請求の内容ということに訂正について、例えば1ですと、一番最後に事実と異なるのではないのでしょうか。2番ですと、事実と異なる情報発信をされていたのではないのでしょうかということを書かれていますけれども、訂正云々については書かれていませんので、繰り返しになりますが、この調査請求の範囲外だと認識させていただいております。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 調査請求の内容そのものを、1から5の内容についての話を聞いているので、それぞれ坪田議員のブログの例えば宅地見込み地を宅地並みで計算というのも直していらっしゃるし、議会基本条例の検証を全く行わずという記載も、これも直されているし、全議員による検証を全く行わずというのも理由をつけて何かしらの形で訂正をされていますし、前田議員についての総務教育常任委員会の委員ではないというブログ上の記載についても、前田議員に対しておわびの文章もあって訂正をされていると、民部議員も同様の対応をされているという状況ですから、これは請求の内容そのものだと思うのですが、それはお話いただかなければならないと思いますが、いかがですか。

- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 調査請求書を見ますと、令和7年11月7日付で出されているということになります。私が訂正したと小林憲人委員は言われましたけれども、その日付というのが7日以前のものが以後のものかということも関係があると思うのですけれども、少なくとも私の回答としては同じでございます。調査請求書の2ページ目の範囲の外に当たるのではないかと認識しております。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 調査請求書の内容そのものを議論していると私は理解していますし、請求したのは11月7日時点ですから、7日時点の状況でもそうなっているというところでお話をさせていただいているところなのですが、お答えいただけないということでもよろしいですか。
- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 具体的な説明、質問内容をもう一度お願いします。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 それぞれ請求書を出した内容について坪田議員は既にブログで訂正をされていますので、その訂正された理由を私はお伺いしたいので、お答えいただけたらなと思っています。
- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 理解できました。7日時点の状況で訂正の文章があるということで、それに基づいてその文章の経緯であるとかをお知りになりたいということだったと思います。
- 具体的には、何番について答えればよろしいでしょうか。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 全てに対してです。請求書の内容1から5までありますので、それぞれ訂正を加えていらっしゃるの、その理由をお聞かせいただきたいと思っています。
- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 では、1番について、その訂正の箇所をご指摘ください。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 宅地並みで計算というのを分かりやすくするために表現したものですというふうな形で訂正をされているのですけれども、その辺りの訂正した理由をお知らせいただいていいですか、まず。
- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 これはノートの記事でよろしいですか。
- 川畑京子会長 小林委員。
- 小林憲人委員 ノートにあった記事のことです。
- 川畑京子会長 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 何ページになりますでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 2 時 1 7 分

再 開 午後 2 時 2 2 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 議会が開会、議案 3 件を上程でチラシが載っていらっしゃって、そのチラシのところに一応分かりやすくするために書きましたというような内容で書いてあるのですけれども、その訂正をした理由をちょっとお聞かせいただいていいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 これはチラシがウェブサイトに乗っているのですけれども、その何ページ目ですか、1 ページ目、2 ページ目。

○小林憲人委員 2 ページ目です。城山公園土地取得、5 番です。この件でその表題のところに訂正をされていましたけれども。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 そもそも調整区域でこの土地が所在する地域、市街化調整区域ということで、地目は田であったと認識しています。もしかしたら今も田のままかもしれません。価格は田の価格でなく、いわゆる最終価格として宅地並みとして理解していました。ただちょっと記憶は鮮明でない、不注意だったのかもしれませんが、こういったような表現で記事を掲示したと思います。

訂正につきましては、理由ということですが、宅地見込み地というのが正しいのではないかという指摘がありました。これは、不動産鑑定については恐らくそうなのだろうと思います。が、そもそも私のほうで最終価格という認識もありましたが、そういう指摘があるならば、求められれば、恐らく大きな違いは、共通の内容、意味するところの内容が多いというふうな、例えばグーグルなんかを調べて理解しておりましたので、そういったご指摘の件もあるということで、宅地見込み地という形で訂正したという次第です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 指摘を受けたというお話があったのですけれども、どなたから指摘を受けたのですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ちょっとそこは必ずしもということで、市民の方から指摘を受けたというふうにお答えしておきます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 承知いたしました。

次ですけれども、2点目のところです。これは請求内容の2番ですけれども、これは日付で言うと2025年9月1日のところです。議会基本条例の見直しを全く行わずとしておりましたが、全議員により検証が行われずという趣旨でしたというふうに訂正をされていますけれども、訂正した理由をお聞かせいただいていますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ここはもともと議会基本条例と自治基本条例について書かれています。今ご指摘といたしますか、そもそもこの調査請求書でご指摘をいただいたのは議会基本条例のほうでございます。自治基本条例の検証を議会が公式に行っていないことを伝えるつもりでございました。議会基本条例については、別の表現が必要とも認識していましたが、不注意で下書きの状態で揭示してしまいました。5名の方が検証を行われたということは私も理解、確認はしております。ただ、これは確認でありまして、私が議会基本条例の全条文を読み、様々な情報からその適否を判断するという検証作業は行っておりませんでした。他の議員の方々もそういった全条文を読み、様々な情報からその適否を判断するという検証作業を行われたかどうかというのは私は存じ上げませんが、仮に行われたとしても、その情報を私には共有されていなかったことから、その意味での検証したという認識までには十分に至らなかった次第です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 訂正した理由をちょっとお聞かせいただきたいです。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 一方で、確認いたしますと全員協議会で検証したことにしたいという、当時島田和泉議長の求めが全員協議会で行われて、その場に私はいたことも事実ですので、この事実を踏まえて、私の認識自体は先ほど述べたとおりなのですけれども、文章を改めた次第です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ちょっと私の理解が足りないようなのですけれども、簡潔に言うと一番最初に書かれたときに、訂正の前の一番最初に今回の議会基本条例の見直しのことを書かれたときに全員協議会の記憶があったのですか、なかったのですか。全員協議会を開かれた記憶があったのかなかったのかお願いします。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 全員協議会の開催の記憶はあったと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 分かりました。

続いて、10月18日に民部議員と前田議員のおわびと訂正についてという記事があって、そこで民部議員と前田議員におわびと訂正されているのですけれども、その思いをちょっとお知らせい

ただいいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 思いといますか。

○小林憲人委員 理由でいいです。

○坪田敏孝議員 前田議員につきましては、やはり不注意でお名前を入力し、消去する前に不注意で下書きを登記をしてしまったという認識でございます。ということで、おわびと訂正記事を書かさせていただきました。

民部議員につきましては、その議会開催日の当日、私の記憶では議長室の前にいらっしゃって、いわゆる事務局室、その後その方をお見かけしなくなったので、議長室に入ったものと認識しておりました。ただ、明確にドアのところいらっしゃった、本来は議長室の前にいらっしゃったというふうに示すべきだったと思いますが、議長室としてしまいました。こういった記憶を確認しまして、おわびと訂正記事を書かさせていただきました。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 おわびと訂正を書いたことは、私はよかったと思っているのです。率直に間違っただけを認めておわびと訂正をされたのはよかったと思うのですけれども、ただ前田議員、この間参考人として来ていただいたときに納得をされていなかった。その理由として新幹線のホームで突然何か一方的に間違いましたということをお話しされたという話でお聞きをしました。そうすると、そうした前田議員納得していないという状況というのは、坪田議員としてはどう思っているのかお願いしていいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 私の記憶では、この11月、調査請求書をいただく前、特にこれは前田議員は4項目に当たられますか。他の1から5も含めて訂正とおわびというのは求められてはおりません。一方で、今年4月の広報委員会で私の記事が書き換えられた件については、私はおわび、訂正、再発防止措置というのを述べてまいりました。9月22日に小林憲人議員が議会運営委員会で私の発言を完全な詭弁とおっしゃられたことについても訂正とおわびを求めさせていただいております。ただ、繰り返しになりますが、この1番と5番については、11月7日の時点で訂正、おわびというのは、私は申し上げてはおりませんでした。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時33分

再 開 午後2時34分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

坪田議員。

○坪田敏孝議員 前田議員がおっしゃられた発言について、鈴木啓太郎委員から休憩中に指摘がありましたけれども、正確な言葉で再度質問をお願いできますか。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 甚だ疑問であるというようなお話でしたよね。甚だ疑問が残るとというような前田議員お話がありましたので、そのことについてどう思われているか。もちろん別におわびとか訂正する義務なんてないわけです。ない中でおわびを坪田さんが自分でおやりになって、ただ前田議員としては納得されていないので、そのことについてどう思われているかということをお尋ねしています。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 そういったお気持ちを述べられていることは私も認識しております。求められれば、私もそれについてご説明すべきと考えておりますし、必ずしもそうでなくても自分のほうでこういったより詳しい内容であるとか対応、例えば先ほど申しましたようなこういったトラブル的な事案がありますと、やはり再発防止の措置というのを自ら作成する必要があると思って既に作成しております。それはフジテレビなどでも不祥事があったときなどですけれども、やはり原因を明らかにして、そして具体的にどういう対応を取っていくかということをはっきりさせるという内容でございます。そういったものをお示しして、理解をしていただければというふうを考えております。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 何かしら、もし前田さんに対しては考えていらっしゃるという答えだったというふうに私は理解しています。

その上でなのですけれども、民部議員についてはドアにいらっしゃったというところで、結局のところ議長室に入ったのを見たのか見ていないのかちょっとお尋ねしたいのですけれども、入ったのを見たのですか、見ていないのですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 これは先ほど答弁しましたとおり、入ったというふうには見ていないと先ほど答弁したとおりです。ドアのところにいたので、本来は議長室の前と書くべきところを議長室としてしまったということでございます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 同じ民部議員の休憩要求で質疑が中断、これは9月19日の記事ですけれども、その中で山田議員と川畑議員と民部議員のつづりがあって、民部議員のほうは見ていないということで見分りました。実際は川畑議員も入っていらっしゃらないという話を聞いているのですけれども、川畑議員が議長室に入ったのを見られたのですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 これはいわゆる調査請求書の、繰り返しになりますが、2ページ目、1番から5番の内容の中に書かれている事象ではありませんので、回答を控えさせていただきます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私が今聞いているのは5番です。これは民部議員の休憩要求で質疑が中断、9月19日の記事です。これの中で今お話が出た民部議員が入っていったという話を書いてあるわけです。その段落の中、要は1ページ目の下から3行目、鈴木議員が退室した後、青藍会の山田議員、公明党の川畑議員、民部議員などが議長室に入りましたがと、民部議員は入っていないというのはご自身で今お話いただいたとおりです。川畑議員も入っていらっしやらないのですけれども、川畑議員が議長室に入ったのは見られたということでよろしいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 この5番の調査請求の内容について、私、弁護士と相談いたしまして、弁護士がおっしゃるには、これは証拠にはならないのではないかと、立証されていないということを申し上げました。それ以外の例えば4番、3番、2番、1番については、その弁護士はこれは証明されていると、つまり入った、入っていないというのは蓋然性の問題であって、これは弁護士の言葉ではないのですけれども、証明はされていない、事実についてはそれぞれの認識、主張をし合っている状況ではないかということで、本来ならば調査請求書から外れるべきであるという見解をいただいております。これが受理されたことについては非常に遺憾に私は思います。

あと、原田雄一議員から申入れ書が加藤議長、当日会議の際ですか、原田座長に申しましたとおり、4番、5番につきましては、名前が挙げられている方が請求者になっているということも...

○川畑京子会長 坪田議員、申し訳ないですけれども、休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時40分

再 開 午後2時40分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

坪田議員。

○坪田敏孝議員 繰り返しになりますが、同じことですが、調査請求書の対象以外のことについては回答は差し控えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私のほうからは、川畑議員が入っていなかったという話を聞いているということだけはお知らせをしておきます。

次に行かせていただいて、先ほど都市政策部参事のほうから宅地並みで計算というような回答をしていないよということをはっきり聞いたのですけれども、坪田議員としては宅地並みで計算というような回答があったという認識でよろしいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 まず、当初の記憶ですけれども、これは回答ということなのですが、価格についてはいわゆる鑑定価格と最終価格が必ずしも一致してはいないと、私のほうには最終価格について認識が至っておりました。その中で宅地並みというのが最終価格であると、鑑定価格ではないです。鑑定価格が、売却するときもそうですし、買取りするときもそうですし、何らかの条件があって、その金額が鑑定価格と異なることがあります。増えることもありますし、減ることもあります。その中で鑑定価格と最終価格というのは必ずしも同一ではないというまず認識がありました。それから、グーグルのAIで恐縮なのですけれども、宅地見込み地、宅地並みというのは意義において共通する部分があるという回答も得ています。その中でより市民に対して分かりやすい表現ということで宅地並みというほうが分かりやすいのではないかと。宅地見込み地についても、またこれは別の弁護士の方に相談したことがあるのですけれども、その方も年齢言ったら恐縮なのですけれども、50前の方でしたけれども、別に不動産は専門ではないけれども、初めて聞きましたと、どういう意味ですかというふうに逆に私に質問されたことがあります。やはり広く市民の方にお伝えする上で、分かりやすい用語を使ったほうがいいのではないかという考えがあったかもしれません。もう一つの考えとして、やはり原文を確かめるということも必要であったと思いますけれども、そこは私の不注意があったという次第でございます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 質問の趣旨としては、宅地並みで計算という回答があったのかどうか、そこだけ聞いていたのですけれども、全然違う話だったので、そこだけお答えいただいていいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 その後、私も議事録を確認する機会がありまして、議事録はいつの段階かは分かりませんが、やはりすぐには見れないのです。8月の定例会が告示される頃に多分掲示されると思うのですけれども、それ以降の時期に議事録を見る機会があって、議事録ではこういう回答だったのだなということは確認しました。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 こういう回答だったのだなということは、回答されていなかったのだなということは理解できたということでもよろしいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 議事録を見る限りは宅地並みという表現ではなかったということです。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 先ほど都市政策部参事に来ていただいて、分かりやすくすると宅地並みになるのかというような私質問したら、なりませんとはっきりおっしゃっていたのです。そうすると、訂正した宅地並み分かりやすくするためにというのは、それも誤りだったのではないかなと私は認識するのですけれども、いかがですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 まず、私の執筆といったらあれなのですけれども、文書作成作業等では先ほど申しましたように、不動産鑑定の見込み地価格と最終的な価格は必ずしも同一ではないという認識がありました。お分かりになりますでしょうか。それが同一になる場合もありますでしょうし、それに加算される場合がある、減額される場合がある、まずそういう認識がありました。ですから、私は最終価格のほうに意識が少し傾いていたという次第であります。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私の趣旨と違うので、もう一度ご説明させていただきますけれども…

〔「回答の途中」という声あり〕

○小林憲人委員 回答の途中、いいですよ。では続けてください。

〔「もう一度質問」という声あり〕

○小林憲人委員 私の質問は、宅地見込み地を分かりやすくしても宅地並みにならないということが先ほどの都市政策部参事とのやり取りの中で明らかになったわけですから、坪田議員は分かりやすくするために宅地並みと書かれているのです。それ自体もやはり間違っているのではないかなと私は思うのですけれども、いかがですかという質問です。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 文言の確認については、先ほど8月末以降、ちょっと日にちは覚えていませんが、議事録が掲示された後で確認する機会を得ました。ただ、これも先ほど申しましたけれども、グーグルのA Iで検索しますと宅地見込み地と宅地並みは共通する部分があるという回答が出てきました。つまり一致する部分があると、完全に一致してはいないけれども、恐らく何割かは一致していると、その意義において。ですから、宅地並みが完全な間違いというふうには、用語の使い方としては完全な間違いではないとグーグルのA Iの回答では言えると思います。ただ、議事録においてはそういう用語は宅地並みではなかったという認識であります。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 グーグルA Iのお話をされていますけれども、先ほど都市政策部参事は宅地見込み地を分かりやすくしても宅地並みにならないということをおっしゃっていたのは、ぜひ理解をしていただきたいなというふうに思っています。

続けます。3番の先ほども少し議論した内容ですけれども、議会基本条例の見直しですか、全

員協議会をやった記憶が一番最初に書いた時点でもあったというお話をされてきました。そうすると、全員協議会の議事録なんかを私も確認させていただいたのですけれども、前島田和泉議長がただいまの報告に対して確認事項があるかと言ったときに異議を唱えるべきだったのではないかなというふうには思うのですけれども、異議を唱えなかった理由というのは何かあるのですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 島田議長のその用語をもう一度お願いします。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ただいまの報告に対して確認事項があるかというふうに、異議を唱えるタイミングというのがあったわけです。そのときに異議を唱えなかった理由というのは何かあるのかお願いします。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 すみません、そのただいまの事項についてのただいま、前段部分をお知らせください。

〔「ちょっと休憩してください」という声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....

休 憩 午後2時49分

再 開 午後2時49分

.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 調査請求書の証拠資料の中にも入っていますけれども、令和5年12月15日の全員協議会、原田座長の報告がありまして、最後の報告の内容をお話すると、他議会との交流及び連携をし、広域的な組織体制を構築することが必要であるとの意見と付してあると、以上が議会基本条例見直し検証報告書案の概要となるというふうに当時の原田座長が報告をし、島田議長がただいまの報告に対して確認事項があるかと言って、全議員が異議なしというふうになっているのです。なので、もし仮に検証の仕方等々に何か疑義があるのであれば、ここで異議を申し立てればいいのかと私は考えたのですけれども、異議なしですから、異議を申し出なかったところなのですけれども、なぜここで異議を出さなかったのか、例えばこの間参考人として来ていただいたときに検証についてこういう言葉の意味なのだということを坪田議員おっしゃっていたから、それであるならここで異議を出せばよかったのではないかなと私は思ったのですけれども、その辺り異議を出さなかった理由は何ですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 これ自体が、この会議ですか、令和5年12月15日ということで2年以上前のことで、明確な記憶があるかという正直、皆さんもそうだと思うのですが、ないと、例えば自分がどこに座っていたとか、島田議長の横に誰が座っていたとか、多分皆さん記憶にないと思うのです。ただ、その中でお答えするに当たって、この資料を見ますと、以上が議会基本条例見直しの検証報告書案の概要となるということです。確認事項があるかということで、検証報告書案の概要について確認することはなかったのだろうなというふうに考えています。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 2年前以上のことなので、記憶も曖昧ということで承知をいたしました。もし仮に異議があるのであれば、そこで異議を申し立てればよかったですし、島田和泉前議長は本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと思いますが、よろしいかということ、これについても異議がなかったわけですから、私とすると全議員での検証が行われたのだという認識でいるということだけお伝えをしておきます。

〔何事かいう声あり〕

○小林憲人委員 いやいや、私の意見だから、委員長、ちょっと注意してください。駄目ですよ、私が話している最中ですから。

○川畑京子会長 発言していますので、静粛にお願いいたします。

○小林憲人委員 取りあえず私としては、今のところは聞きたいこととしては以上です。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 先ほどからの議論を聞きますと、訂正やおわびをされているということになりましたけれども、に至った、間違いをいっばいしてしまったというふうなことの原因ということについて、どうしてそういうことが起きたのか、再発防止策も含めて今お考えになっていることをお知らせしていただいていいですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ありがとうございます。今回の件について私は、複数の弁護士の方とお話ししてアドバイス、意見、法律的な意見も含めて、それは先ほどちょっと述べた内容もでございます。その中で訂正、おわびがあるところはそうであるけれども、議員として必要なことというのが再発防止措置を取ることだと、公人でありますので、私人ではありませんので、再発防止措置を取るのが必要であると、これは企業や法人、もしくは地方公共団体でもそうですけれども、あなたは議員でありますから、再発防止措置を作成することをお勧めしますというアドバイスをいただきました。作成しました。少し長くなりますけれども、お話しさせていただきます。

再発防止措置というのは、やはり原因を明らかにするということで、こういった記載に至った原因について、まず不注意があったと、そして私が血圧の降圧剤の服用を数か月間にわたって行

っていた影響が考えられるという認識に至りました。私がノートの記事に誤記載の文章を掲示するに至った原因は不注意によるものです。一方で8月19日以降、医師により血圧を下げる薬を処方していただき、その服用を開始していたことも間接的な要因として考えられます。これは、7月15日未明に脳梗塞のような症状が現れ、いわゆる一過性脳梗塞と見られます。耳の奥の激しい振動、頭部左半分の体温低下、そして左腕のしびれの症状が断続的に連続して十数分生じました。幸いその症状は十数分で終わりましたが、当日午前、上福岡駅前の脳神経外科を受診し、MRI検査などを行いました。脳の血管に異常はなかったものの、血圧が異常に高いこと、下が100を超えている、そして動脈硬化が進んでいる、写真の中に白い部分が多いということで指摘を受け、対応を取るようアドバイスを受けました。当日よりほぼ毎日飲んでいたアルコールを飲むことをやめました。その後、時間ができた8月19日、その間私は埼玉県日台親善協会の役員、事務局長として台湾を訪問しておりました。帰国後、様々な事務作業やお礼の作業などが終わった後に時間ができた8月19日、内科を受診した次第でございます。処方された薬はイルベサルタンというもので、副作用として、これは血圧を下げる薬なのですが、目まい、朦朧感、動悸、発疹などが現れました。そして、目にごろごろ、ちかちかという違和感を感じるようになり、コンタクトレンズを外し裸眼や眼鏡を着用する機会が増えました。8月30日は、眼科で診療を受け、点眼液を処方していただきました。こうした朦朧感、倦怠感、目の違和感がパソコンでの文書作業において集中力を阻害したことは事実であります。9月19日以降がより強い効果がある降圧剤としてイルアミクス配合DSPBを服用しており、さらに激しい副作用の症状に苦しみました。副作用が深刻であったことから、10月27日、再度内科を訪れて、薬はイルベサルタンに戻りました。11月8日には再び眼科で点眼液の処方をしていただきました。11月26日は、目の状況が深刻であったことから、降圧剤の服用を中止しました。目については11月28日に眼科で点眼液の処方を受けています。

なぜ誤記載が生じたか、その理由については第一的に不注意で、より具体的には下書き文章を誤って投稿した、コピー、そして張りつけという作業後の調整を忘れた、錯覚による記憶の影響を受けたということがあったと考えられます。なぜそうした不注意による投稿が生じたか、その理由については、投稿前の文章やその文章の基となる情報の再点検、確認が不十分であったと考えます。なぜ文章やその文章の基となる情報の再点検、確認が不十分だったか、その理由については服薬による副作用で目の違和感、朦朧感のため再点検、再確認が十分にできなかったと考えます。

再発防止措置として具体的な対策としては、文書作成時に投稿時の体調に十分に留意して行いたいと思います。上述のような体調不良時の文書作成、投稿は行わないこととします。現状は、11月26日以降、上述の薬である降圧剤であるイルベサルタンの服用は中止しております。発疹は多少残っておりますが、朦朧感はなく、目の違和感も目薬の処方を受け緩和しております。文書

の投稿に大きな障害はない状態と認識しています。また、文書の投稿の前段階で必ず文書の作成、事実の再確認を行います。文書の完成後、すぐに投稿するのではなく、下書き状態で一旦時間を置いて再確認を行います。情報の正誤については、公開情報での確認を行います。過去の事実、事例の確認、一次情報の確認などを十分にを行います。これとともに、公開情報などで確認できない場合には、議事に関しては議会事務局であったり、他の議員であったり、もしくは専門家などに確認させていただくことも併せて行います。今回薬による副作用によって体調不良があったとはいえ、上述した内容の確認や措置をおろそかにしたことは誠に遺憾に感じています。文章における正誤の確認には、十分な慎重さを持って行い、再発を防止いたしたく存じます。

この原因について述べて、また再発防止措置について述べさせていただきましたけれども、既に自分のノートの記事で公表して市民の方、国民の方が見れる状態にしております。私のこれを見られる方に対する約束というか、公約でもございます。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 再発防止策についてもお話をいただきましたけれども、その中でありました再確認の中には、例えば議員同士の議論をする場合、相手の議員の実名を挙げて記事を書いたりするときに、そういう事実を事前に確認するとか、可能な場合にはということになると思うのですが、そういうことは含まれるというふうに考えますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 例外はございません。基本的に今申しましたような手順、段取りをしっかり履行していきたいと思っています。

○川畑京子会長 他に質疑はありますか。

小林委員。

○小林憲人委員 非常にいい話だったと思います。再発防止は非常に重要なことだと思っているのです。結局だから、ご自身でお話ししていたように確認不足が大きな原因だと私も思っているのです。しっかり確認をしていただきたいのです。

その上で、先ほど5番のところ以外は何となく間違いだったというようなお話、5番はそもそも挙げるべきではないのではないかというお話しされていましたが、基本的には間違いは間違いだとは思っています。そうすると、坪田議員の中で間違っていないのだと、これだけは私は正しいことを言っているのだという項目って何かおありになりますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ですから、解釈というか、論理の組み立て方によるものと思います。例えば1番の宅地並み発言のところは先ほど述べましたとおりでございます。議事録にはそのようには書かれていないということは確認したという次第です。ただ一方で、私の中では、まず分かりやすい表現を使うということがあった、その前段階には最終価格、繰り返しになりますけれども、最終価

格と鑑定価格が必ずしも同一でないということを明確に認識しておりました。ですから、宅地見込み地というのは最終価格に用いるというのは、必ずしも適切ではないのではないかとすることは明確に認識しておりました。仮に同一だとしても、いわゆる価格の性質としては違うと、宅地見込み地というのは皆さんも既にいろいろお話を聞いて分かるように、不動産鑑定士が出した価格なのです。最終価格というのは、基本的にはこの場合、公共団体である市役所が売買の相手方、もしくはいわゆる競争入札もあるかもしれませんが、示す価格であったり、もしくは本当の最終価格というのは契約価格ということですので、これは仮に宅地見込み地の価格と金額は同じだとしても性質は全く違う、概念上全く違うものであると強く認識しておりました。その中で分かりやすく書くというのがありまして、宅地見込み地というのは恐らく私も昨年以前は聞いたことがない用語でございました。やはり読まれる方というのは、不動産鑑定に詳しい方ばかりではありませんので、その中で調べたところ、宅地見込み地と宅地並みという概念は、先ほど塚越委員も指摘されたかもしれませんが、重なる部分がある、大きな丸の中に入っているのか、2つの丸の中の間部分で一緒になっているのか分かりませんが、グーグルのA Iモードで見ましても、共有している部分があるということでしたので、そういった認識ですと間違いではないと、共有している部分について述べている以上は。ただ、議事録を8月下旬か9月以降に見た場合、議事録にはそういうふうな表現ではなかったと、そういう認識であります。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 つまり1番だけが自分の中では、これは私の言っていることが正しいのだぐらいなことですか。それ以外は…

〔「正しいと取れるような」という声あり〕

○小林憲人委員 取れる可能性もあるのではないかというお話でしたね。

〔何事かいう声あり〕

○小林憲人委員 2、3、4、5についてはいかがですか。

〔何事かいう声あり〕

○小林憲人委員 だから、一応本人としては間違っていないのだとおっしゃるのかもしれないけれども、そこが聞きたいという話です。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 全員協議会の検証結果についても解釈が分かれるところはあると思います。前段の段階で、先ほどのご質問の中で、議会基本条例の見直し検証報告書の概要となる、今の報告について確認事項があるかということはない、それから全員協議会の検証結果となる、ここも難しいです。検証結果となることが検証したことを意味するのか、それぞれが検証したことを意味するのかとなると、実際的にそういう検証作業をしたのかと言われると、繰り返しになるけれども、したとはちょっと私は言い切れない、全員協議会で。今回参考人の方がこの場でお話しされた中

でも、会派で行った、1人で行ったと言われますけれども、全員協議会の中でやり取りしたという発言はほぼなかったと認識しております。異議なしというふうにやっているわけですから、この議論の中で。全員協議会の場で検証を実際に行ったかということ、そういう認識にはなっていないけれども、手続上全員協議会の検証結果となったと、では全員協議会の検証結果と検証したことは同一なのだろうかということ、そこもなかなか難しいところがあると思いますが、ご指摘を受けた部分については訂正させていただいておりますが、自分の考えとして、いわゆる100%こうだからこういう表現に至っているというわけでは、皆さんもそうだと思うのですけれども、ありませんので、そこはそういった思いといいますか、そもそも何で、経緯ですね。こういった表現になったかという経緯については述べさせていただきました。

〔「4番、5番は」という声あり〕

- 坪田敏孝議員 では引き続き、前田議員については、先ほどご説明させていただいた内容になるかと思いますが、少々お待ちください、正確に述べたいと。
- 川畑京子会長 休憩いたします。

.....

休 憩 午後3時07分

再 開 午後3時08分

.....

- 川畑京子会長 再開いたします。
- 坪田議員。
- 坪田敏孝議員 ありがとうございます。お時間を頂戴して申し訳ありません。前田議員については、先ほどこのように述べたと記憶しております。いわゆるコピーをして張りつけをして、その後の調整を不注意で忘れてしまったということだと思います。という意味では誤りであったと認識しております。

民部議員については、先ほど述べましたが、これは私は弁護士から逆に指摘された件で、この5番は証拠と言われる調査対象にならないのではないかとすることをまず述べました。それは先ほど述べましたとおりであります。弁護士が言うには、これは事実を主張しているだけで証明されていないということでした。

4番、5番につきましては、また別途原田雄一委員が質問されたように、そもそも5条の2に該当するというので、これはまた別の弁護士から指摘を受けた次第です。

民部議員につきましては、これも先ほど述べたちょっと記憶をたどりますと、いわゆる議長室の前にいらっしゃったと、そこを議長室の前にと書くところを議長室と書いてしまったというのは、私の不注意であったと、そこをしっかりと書けなかったところは誤りだったと思います。

- 川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 取りあえず4と5については間違っていたということで、あと1、2、3については解釈が違う可能性もあるということで認識をさせていただきました。

取りあえず私のほうからは以上です。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

原田委員。

○原田雄一委員 それでは、私のほうからも小林委員と同じ内容になるのですが、5項目ありまして、まず1番のここには回答要旨として宅地並みで計算となりますというふうな記載があります。回答要旨、この要旨を私なりに解釈すると、例えば我々の会議録なんかは全文ですよ。要旨というのは、その中身をかいつまんだ内容というふうに私は取っているのです。それで、何回も言っているとおり、宅地、私は並みの中に専門用語の宅地見込み地がある、一般的に宅地見込み地という文言は一般市民は使わない、知らないと私は思っています。宅地並みというのは、先ほど塚越委員が言ったとおり、宅地並み課税であるとか、これは一般的に使われている用語だというふうに私も認識しているのです。だから、先ほど坪田議員もA1で答えていらっしゃいましたけれども、私は宅地並みという多くの概念があって、その中の一部として宅地、専門用語ですか、業界用語というのですか、そういうものをあるのだというふうな認識でいるのですけれども、そのような私の認識をどうお考えですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 その前にちょっと原田委員のお時間頂戴しますけれども、小林委員が最後に述べられたところで少し訂正というか、私は1、2、3については訂正させていただいています。だから誤りは認めていますけれども、解釈としてはこういう解釈があるということをお述べさせていただいた次第です。だから、誤りを認めていないわけではございません。既に…

〔「誤りは認めているの」という声あり〕

○坪田敏孝議員 だから訂正しているのです。訂正のセイは正しいですから。

〔「分かりました」という声あり〕

○坪田敏孝議員 ただ、その中であるというわけです。

すみません、原田委員。お答えは、原田委員のそのとおりで、今原田委員のものをもう一度述べさせていただくと、大きな概念として宅地並みがある、その中に宅地見込みというのが入っている、ですから宅地並みと宅地見込みは、この部分においてはほぼ同一の用語である意味を持つという、私も基本的に同じ理解です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 ありがとうございます。私と坪田さんの認識は一緒だと。恐らく、何回も言いますが、宅地見込み地と一般の方は聞いたことない、私も初めて聞きました。宅地並みという言葉は、概念は一般市民の方は大体理解できるというふうに思っています。だから、あくまでも

要旨ですから、このように要旨として世間一般的な言葉で通用する並みという言葉が出てきたというのを私は理解するところです。

次に行きます。次、2番、3番ですか、議会の検証が行われずということで2番、3番が問題になっておりますが、私もこの5人の座長を当時させていただきました。5人で1条から最後の条まで全て1条ずつ検証をしたところです。それで、当時の島田議長に報告書をお渡しして、この全員協議会において、この場でもって私のほうで説明を申し上げたという記憶がございます。そして、私の説明の後に島田議長が会議録にあるとおり、ただいまの報告に対して確認事項があるかと、確認したいことがあるかと、その確認はありませんよと、なしと議事録にあります。その後、それでは本報告書の内容をもって、要するに私たち5人が議長に報告書を上げました。もって全員協議会での検証結果としたいと思うがよろしいか、これ日本語的に解釈すると、全員協議会では検証していないのだよと、だけれども5人この報告書をもって検証したことにしましょうというふうにも取れるのです。だから、あながち検証が行われずということが全く違うというふうには言えないだろうというふうに、国語的に私はそう思うのですが、坪田さんはどう思いますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 全員協議会の検証結果というのは同意、採択されているわけですがけれども、全員協議会で全議員が、私の言葉を使うと逐条ですね、全条、1条から33条を見て、各種資料を調べて適否の判断をしたかという、これは相当時間かかりますよね、全協で一人一人が21人集まってやると。1時間、2時間で終わらないです。となると、そうはならないだろうと、だから報告書の内容が全員協議会の検証結果であって、それはこの文言で読むと間違いはないけれども、全議員か全員協議会の場で実質的な検証は行っていないという理解でした。ですから、ああいったような表現になったということでございます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 ありがとうございます。この32条ですか、条例の定期検証ということで、議会はふじみ野市議会議員一般選挙を経た任期開始後、その都度速やかにこの条例の施行の状況について全員協議会で検証を行うものとするというふうなことがあるのです。これに基づいて検証しているわけです。前回各議員に来ていただいてお話を聞いたところ、会派でしっかりと検証をされるところもありました。または、別の会派では新人議員を集めて、それで話し合ったということもありました。しかしながら、坪田君もおっしゃるとおり、無所属の議員が多かった、当時。そして、その方たちが全て検証したのかというと、なかなかそれも難しいというような前回の、前々回か、お話もありましたので、あながち検証が行われずという文言についても、これはグレーゾーンで検証したということにしてもいいし、しかし厳しい目で見ると、これは全員協議会の検証ではないよと、そういうふうに解釈する方もいるのではないかと、少しこれはグレーゾーンだなと

いうふうに私は感じるのですが、私のグレーゾーンだという、その解釈に対して坪田議員はどう感じますか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 グレーゾーンというのは、それは間違いでないと思います。この当時の議事録を見ますと、繰り返しになるのですけれども、全員協議会の検証結果とするということです。結果とするということとしたということは、必ずしも同一ではないわけです。今日御飯を食べたことにしますがよろしいですか、いいです。御飯食べましたか、食べていないですよ。でも食べたことにしました、みんなの同意で。実質的に御飯食べていないのです。実質的に全員協議会で21人が1条から33条をそれぞれ調べ直して、会派でやられた議員もいるのですけれども、会派ではなくて全員協議会の場で、そこで議論が交わされた。先ほど申しましたように、それを調査するとなったら多分1時間、2時間で終わらないです。本当に1条から33条まで一人一人がしっかり調べていく、分担したら別ですけれども、あなたは1条から3条、私は4条から6条、1人が1条から33条まで調べて、ちょっと川越市の議会基本条例見てみようかとか、最初にできた北海道の栗山町でしたか、議会基本条例見てみようか。時間無限ですね、終わらないです。だから、全員協議会での検証結果とするということと、全員が全員協議会で実質的な検証をしたということは同一ではない。ただ、文言上そういう解釈をする方もいらっしゃるの、グレーゾーンというのは、そういう言い方は当たるのではないかと思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私もそういうふうに思います。市民の方に聞いても、恐らくこれをもって検証としたという方も多分いらっしゃる。だけれども、逆にこれはちょっと違うのではないかとという方もいらっしゃるのではないかと、だからこれは多分両方の答えが出てくるのかなというふうに私は思います。

以上で終わります。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

川島副会長。

○川島秀男副会長 よろしくお願いたします。先ほどからの議論いろいろと聞かせていただきながら、ちょっと疑問に思った点を何点か質問させていただきます。

私のほうでは最初の①番、先ほどから宅地並みあるいは宅地見込み地というところの文言の意味合いについて議論になっているかと思うのですけれども、私やほかの人に、先ほどA1で調べると宅地並みの中に宅地見込み地というの也被る可能性があるの、あえて大きな意味で皆さんに分かりやすいという意味ももって宅地並みというような表現をされたというのですけれども、こちらで調べたA1では、宅地見込み地と宅地並みというのは全く違うと、これを同等に扱うのは法律的にも違うというような表現がA1のほうでは出ております。ですから、全く違うも

のを分かりやすい意味でということ表現するのは、ちょっと問題があるかなというふうに私のほうでは思っているのですが、そこに関してA Iの質問の仕方によっても若干回答が変わってくるのかとは思いますが、果たして宅地並みという中に宅地見込み地が含まれるというような表現が本当にあったのかどうか、あるいはそれを一緒くたにして表現することが本来正しいのかということについて、もう一度坪田議員からの考えをお示ししたいのですが。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 全く違うとは私は考えておりません。共有する部分があるというのは一番最初に述べた次第です。それをどのように捉えるかなのですけれども、あと分かりやすく述べるということです。それから、それによって金額大きく変わってしまう、1,000万円が2,000万円になってしまうとか、2,000万円が500万円になってしまうということは深刻だと思います。そういったものがあるかないかというのも判断材料になると思います。私が実質的に行った作業の中では、議事録を確認した後訂正したという次第です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 分かりました。これは見解の違いになってしまいますので、何とも難しいところもあるのですが、私の解釈では宅地並みと宅地見込み地は全く別なものであると、それを同じ、含まれて表現するというには多少問題があるのではないかなというふうに感じております。

続いて、④番の前田議員に対しての問題のところなのですけれども、全体を見ますと公文書条例は1人のみ質問で継続審にということで、ほとんどが議論がなかったというところで前田議員の名前が入っていたということなのですけれども、そもそもが坪田議員は各議案に対して全て質問はされているのでしょうか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ここでの調査請求書の2ページ目、4番、事実と異なる発信をされていたのでしょうかというのが調査の対象となっています。今の川島議員の発言については、多分対象外だと思いますので、お答えは控えさせていただきます。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 分かりました。そうしますと、質問にはお答えできないということなのですけれども、名前を5名の委員から何の質問もなかったということで前田議員の名前も入っていたのですけれども、そもそもが質問をされないということに対して、各議員の名前を挙げて記事にするということにも私のほうでは問題があるのではないかなというふうに思って質問をさせていただきました。

ちょっと全体的な話になってしまうのですけれども、今回坪田議員が政治倫理審査会の対象者として挙げられているということに関して、ご本人はどのような感想というか、思いを、どうして坪田議員がこういう審査会の対象にならなければならないかということに対しての思いと

というのがあれば教えていただきたいのですが。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 どうしてという思いについては、なかなか難しいところですが、今回の訂正などに至ったいわゆる誤記載については、先ほど申しましたとおり、まず原因を自分なりに解明いたしまして、再発防止措置についても説明させていただきました。これは繰り返しとなりますが、ノートの記事に書いてありますので、もしご確認いただける場合はご確認いただければと思います。

以上です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 先日、参考人に質問をさせていただきまして、各議員にいろいろな今回の請求人になった思いとかを質問させていただいたのですが、そのときにこのブログの内容全体に対してちょっと問題があると、特に事実と異なる部分も多数、今回は1,000文字以内ということで5つの項目になっておりますけれども、そのほかにも多数ちょっと事実と異なる文章が見受けられるということ、それからそのブログの内容が本来議会に対しての敬意やそういったものを失するような内容が多いのではないかというような参考人からの意見もありました。そういう意見があるということに関して、もし坪田議員の思いというか、考えがあればお聞かせ願いたいのですが。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 すみません。繰り返しになりますが、ここは調査請求書の内容について答えるところだと思っております。いただいた件で事実と異なる発言ほかにもあったと、調査請求書の対象外ですが、今年の議会日より、私の記事が改編された際、川島議員はほほ笑んでいらっしゃいましたよね。そのことについて何か私に説明とかいただけますでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時29分

再 開 午後3時29分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

坪田議員。

○坪田敏孝議員 調査対象外について事実に基づかない発言があるということで、どう思うかということでしたけれども、広報委員会の方々からは鈴木美恵委員長、当時ですね、床井副委員長以外の方からは何も説明も言葉も受けておりませんので、ちょっと述べさせていただいた次第でございます。再発防止措置も求めましたが、取られていないので、言及させていただきました。

繰り返しになりますが、政治倫理審査会というのはこの調査請求書の内容について審査したり議論したりする場であると思いますので、アウトオブルールといいますか、既に法定外の話になっていると思いますので、私がそれについて回答は控えさせていただきます。この調査請求書の中については真摯に答えさせていただいている次第でございます。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 今ちょっと議会広報のお話出たと思うのですけれども、先日の参考人の質疑のときに前鈴木美恵委員長だったと思うのですけれども、電話で委員長失格だぐらいまで言われたというをおっしゃっていたのです。それが事実かどうかだけ確認です。

〔何事かいう声あり〕

○鈴木宏樹委員 電話で委員長失格だと、誤記載があったような記事で電話で言われたというようなことを言っていたのですけれども、それは本当かどうか、そういう事実があったかどうか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 ちょっとその回答は別途答えさせていただきます。繰り返しになりますが、これは調査請求書の内容とは基本的に関係がない内容で、より違う領域の話をされていると思います。別途鈴木委員にこの後お答えします。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 すみません、重ねてで大変恐縮なのですが、質問状の話一番最初に多分あったと思うのです、私から。それは確かにここには書いてはいないのですけれども、そういったものが市議会議員21人で合議体だとは思っているのですけれども、そのうちの半数以上が質問状としてしたためたものを坪田議員に提出しているのですけれども、それに答える必要がないと思ったのか、内容を確認したから…

〔「意味が分からないです」という声あり〕

○鈴木宏樹委員 この質問状多分出ていると思うのです、坪田議員に。あったことはご存じですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 質問状については、先ほど冒頭に述べましたとおりですので、繰り返しません。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 あったかどうか答えられませんか。こういうものが坪田さんの手元に渡ったかどうか答えられませんか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 手元に渡っています。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

野口委員。

○野口一也委員 すみません、よろしくお願ひします。今の質問状の件なのですけれども、今日お答えにならないという話をさっきから言われているのですが、この質問状に対しての答えを出さなかったことに対しての答えというのはどのようにすればいただけるのですか。

○川畑京子会長 坪田議員。

○坪田敏孝議員 繰り返しになりますけれども、質問状というのは調査請求の内容以外のことで、それ以外のことはここで質問されてもちょっと答えるすべはないです。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 だから、今答えてくれというのではなくて、大人としてこういう質問をされたときに答えを出さないという手段を取っているのではないですか、現状。届いたということは見てのことですよ、これを。それを自分ももしかしたらそこに立つ立場になるかもしれないので、参考に知りたいのですが、どういうふうになれば無視した状態ができるのですか。

〔「無視した」という声あり〕

○野口一也委員 だって答えていないではないですか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時34分

再 開 午後3時34分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

坪田議員。

○坪田敏孝議員 無視というか、答える、答えないは自由だと思うのですけれども、ですからそこをよく言論の自由といいますか、憲法で保障された自由だと思うのです。何も強要されるものはないし、強制されるものでもないし、それはいわゆる人権に抵触するのではないですか。絶対答えないなければならないとか、答える、答えないは自由ではないですか、違いますか。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 分かりました。今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 以上をもちまして、調査対象議員に対する事情聴取を終了いたします。

〔何事かいう声あり〕
.....

◎顧問弁護士への質問について

○川畑京子会長 次に、顧問弁護士への質問について前回の会議で決定しましたとおり、12月26日に

各委員宛てにメールを送付いたしておりますので、本日の会議で内容を確定させたいと思います。
ご意見を伺いたいと思います。

鈴木啓太郎委員。

- 鈴木啓太郎委員 前回の議事録の28ページで最後の委員長の回答で、質問事項については1、3、5に訂正をして、次回顧問弁護士に対する意見の聴取を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんかとし、異議なしとなって、そのように決定というふうになっているのですが、今回メールで送られてきたのは2項目しかありませんでした。しかも、その内容もかなり違うものになっております。この理由について説明をお願いします。

- 川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時37分

再 開 午後3時45分
.....

- 川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

- 鈴木啓太郎委員 前回の最終的な合意は、照会事項の1、3、5を訂正して、それを分かりやすい、質問しやすい、次回顧問弁護士に対する意見の聴取を行いたいと思いますがということで、そのように決定いたしましたというお言葉をいただいています。したがって、第1に照会の趣旨としての照会事項の1としては、第3条第1項第6号の事実に基づかない情報発信というのは、構成要件を明確にしてほしい。特に照会事項3の要するに事実というふうなことについてさらに掘り下げて完全な虚偽、事実認識の相違、評価、意見の相違、表現の強調、省略を法的にはどのように区別して解釈、運用すべきかということを質問に入れさせていただいた。質問事項第5条2項は、個人の利益または不利益、特定の政治目的に請求権を行使してはならないとする第5条2項は、当該請求がそれに該当するかどうかということについて法的関係からの見解をお示しいただきたいということを入れた、その3点にするというふうに前回なっただけだったので、そういうふうに書いていただきたい。3点です。1、3、5です。

- 川畑京子会長 小林委員。

- 小林憲人委員 私も前回3点という話で認識をしています。もう一回ちょっと整理をすると、第3条第1項第6号の構成要件該当性、もう一点が事実とは何ぞやというところで、第3条第1項第6号の中に含まれてもいいのかなと思っています。そこで2点です。最後の1点が第5条第2項の内容がどうなのかというところで、一応2つにしてもいいし、3つにしてもいいと思うのですが、3点ということですね。そこだけ確認をしていきたいというところで私の認識をしています。
以上です。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 3 時 4 8 分

再 開 午後 3 時 5 1 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、先ほどの鈴木啓太郎委員の発言に基づき質問を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、必要な手続については会長に一任願いたいと思います。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後 3 時 5 1 分

再 開 午後 4 時 0 9 分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

次回以降の予定として、審査が1月8日午後1時15分、その次が1月16日臨時議会の閉会後の2回行いたいと思います。よって、次回の令和8年1月8日の会議では、審査を実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については、会長に一任願います。

以上で令和7年…

〔「いいですか、一言」という声あり〕

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今、弁護士の照会の関係も先ほど議論しましたけれども、やはり政治倫理審査会やるに当たって議長が請求書を受け取った段階で弁護士に参考意見として紹介をかける、それをやってから政治倫理審査会をやるほうが望ましいと思います。なぜかという、軽々にやるものではないですから、しっかり照会をかけた上で、参考意見ですよ、もちろん。それをやった上でちゃんとやっていくというのが私はよろしいかなと思いますので、そこだけお伝えしておきます。
以上です。

.....
△閉会の宣告（午後４時１０分）

○川畑京子会長　以上で令和７年第６回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。